

会則細則

永年会員規定【会則第4条の2 ②】

昭和52年12月4日制定

第1条

本クラブに10年以上在籍し、その期間の会費を完納した会員で、登山その他の活動に多大の功績を有した者は、リーダー会の決議により、永年会員に推薦することができる。

第2条

永年会員は、毎年度初めに年会費3,000円を納める義務を負う。

第3条

永年会員は、前条に定める他は、会員としての権利を有し、義務を負う。

【改正】 昭和60年12月8日 平成15年12月7日 平成28年12月4日 令和4年12月4日

OB会員規定【会則第4条の3 ②】

昭和52年12月4日制定

第1条

本クラブに3年以上在籍し、その期間の会費を完納し、概ね20回程度会行事に参加した会員で、登山その他の活動に参加することが困難になった者は、OB会員となることができる。

OB会員となるには、本人の申し出とリーダー会の承認が必要である。但し、年度途中での移行は認めず、11月リーダー会でのみ承認できるものとする。

第2条

OB会員は、毎年度初めに年会費2,000円を納める義務を負う。

第3条

OB会員は、日帰りハイキング及び登山活動以外の行事に参加することができるが、その他の山行に参加することはできない。但し、リーダー会が特に認めた場合は、この限りではない。

第4条

OB会員は、総会における議決権を有しない。

第5条

OB会員には、会報、視界、その他の印刷物を配付する。

第6条

OB会員となった者は、会員名簿から削除し、別にOB会員名簿に登載する。この場合、会員番号は引き続き使用する。

第7条

個人山行については、会の規定に基づいて行わなければならない。

【改正】 昭和60年12月8日 令和4年12月4日

夫婦会員規定 【会則第4条の4 ②】

昭和52年12月4日制定

第1条

本クラブに夫婦で会員となっている者は、申し出により、そのどちらか一方の会費を半額とすることができる。

第2条

前条の特典を受けている夫婦会員に対しては、会報、視界、その他の印刷物は、夫婦に対して1部配付する。

装備管理規則

昭和51年6月10日制定

第1条

この規則は、安全且つ楽しい山行を行うために、会装備を管理し、また装備の正しい使用法を指導し、装備を完全に使いこなすことを目的とする。

第2条

全ての会装備は、装備管理部が管理し、部長が委任する管理分担者が分担保管する。

第3条

- ① 登山計画書には、会装備であることを明記しなければならない。
- ② 登山期間中においては、会装備の管理及び使用は、当該山行のリーダーもしくは、装備係の責任において行い、破損及び不足の生じた時は、登山終了後、速やかに装備管理部長に報告しなければならない。
- ③ 登山終了後は、速やかに管理分担者に変換しなければならない。

第4条

会装備を個人山行に使用するときは、リーダー会の承認を得なければならない。

第5条

会装備は、会員以外の者には貸与しない。

第6条

管理分担者は、適当な時期に、所管する装備について点検し、修理もしくは補充の必要の有無を確認しなければならない。

第7条

1年に1度、適当な時期に、全ての会装備について点検し、かつ本来の管理分担者の所管となるよう会装備点検交換会を行うことを通例とする。

第8条

装備管理部長は、前2条の諸活動が遅滞なく行われるように努め、その経過をリーダー会において報告しなければならない。

第9条

- ① 全ての会装備は別表の通り分類し、会装備番号を付するものとする。
- ② 会装備番号は3桁で表し、1桁目を分類番号とし、後2桁を細目番号とする。
- ③ 会装備番号の前に購入時の年号（西暦下2桁）を付し、この規則施行以前から所有する装備については、「75」を付するものとする。

別表 会装備分類表

分類番号	装 備	分類番号	装 備
1	夏山用テント ツェルト	6	コッヘル 鍋 炊事用具
2	冬山用テント	7	ザイル その他登攀用具
3	ノコギリ なた スコップ	8	ラジオ トランシーバ 計器類
4	燈火用具	9	その他登山用具
5	コンロ	10	事務用品

遭難対策積立金規定 【会則第29条】

平成12年12月3日制定

- ① 遭難対策として、毎年会費の20%相当額を支出として計上することとする。
- ② 毎年度の遭難対策費は、総会時の現役会員数に月会費の2割×12か月分とし、年度途中の会員数の増減は考慮しないこととする。
- ③ 当該年度の遭難対策費残額は、そのまま別会計として残し、遭難対策積立金とし、次年度以降も同様に積み立てていくこととする。
- ④ 積立金の金額については会の経済状況により、リーダー会において変更できるものとする。
- ⑤ 積立金の用途については、原則として捜索費用にあてるが、特別な事由が生じた場合は、その度毎にリーダー会において協議することとする。

※ 令和4年度末現在、①～④に該当する会費からの積み立ては行わず、積立金残額の管理や用途についての協議を引き続きリーダー会で行っている。